

砺波散村地域研究所例会・発表規程

1 目的

本規程は、砺波散村地域研究所例会における研究発表の円滑な実施、研究倫理の遵守、および発表内容の質の維持・向上を図ることを目的とする。

2 発表資格

例会での発表は、原則として、当研究所の所員または研究員、当研究所の活動に協力的な研究者とし、砺波平野の散村およびその周辺地域に関する研究、地域社会、歴史、地理、考古、民俗など、研究所の目的に資するテーマを扱った研究発表に限る。

3 発表申込み

(1) 申込方法

所定の期日までに、以下の情報を含めた「散村地域研究所例会・紀要エントリーフォーム(<https://logoform.jp/form/btrn/1215137>)」にて申し込むこと。

- ア 申込者情報（連名の場合は全員の氏名と所属）
- イ エントリー項目（例会発表・研究紀要執筆）
- ウ 例会発表のタイトルまたは論文題目
- エ 発表概要または論文概要
- オ 使用予定の機材
（プロジェクター、PC、インターネット接続など）



(2) 申込締切

発表希望者は、例会開催日の概ね2ヶ月前までに申し込むものとする。

4 発表要旨の作成と提出

(1) 要旨の提出

発表申込みが採択された発表者は、例会開催日の概ね2週間前までに、発表要旨原稿（レジュメ）を事務局に提出すること。

(2) 要旨の様式

- ア 分量：A4判1～2枚程度（図表を含む）
- イ 構成：発表題目、発表者氏名（所属）、本文、主要な参考文献リストを含むこと。
- ウ 内容：発表の目的、方法、結果、考察（結論）を明確に記述すること。
- エ 図表：必要な図表（地図、写真など）を含めること。

5 発表と質疑応答

(1) 発表時間

発表時間は、原則として25分、質疑応答時間は5分の合計30分を目安とし

する。ただし、発表件数や全体のプログラムにより、変更する場合がある。

(2) 発表方法

ア 発表は、基本的に日本語で行うものとする。

イ 発表資料（スライドなど）は、内容が明確で、時間内に収まるよう簡潔に作成すること。

ウ 発表者は、例会当日、開始時間の 30 分前までに会場へ到着し、機材の動作確認を済ませること。

(3) 著作権・研究倫理

ア 発表内容は、未発表のものを基本とするが、この限りではない。

イ 引用・転載する図表やデータについては、著作権の処理を適切に行うこと。

ウ 地域住民への聞き取り調査等を含む研究の場合は、個人情報保護とインフォームド・コンセントなど、研究倫理に十分配慮すること。

6 研究紀要への掲載

例会で発表した研究については、後日発行する『砺波散村地域研究所研究紀要』への投稿を推奨する。

7 その他

(1) 本規程に定めのない事項や疑義が生じた場合は、事務局が協議の上、決定する。

(2) 発表要旨は、例会資料として参加者に配布する。

■ 砺波散村地域研究所・事務局

〒989-1363 富山県砺波市太郎丸 80（となみ散居村ミュージアム内）

電話 0763-34-7180 メールアドレス info@sankyoson.com